

国指定東よか干潟鳥獣保護区及び同東よか干潟特別保護地区の指定に関する 御意見募集要項

1. 問い合わせ先

- ・環境省自然環境局野生生物課
東京都千代田区霞が関1-2-2 / 電話 03-5521-7090
- ・九州地方環境事務所野生生物課
熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
/ 電話 096-322-2413

2. 意見募集対象

- ・国指定東よか干潟鳥獣保護区 指定計画書（案）
- ・国指定東よか干潟鳥獣保護区東よか干潟特別保護地区 指定計画書（案）

3. 資料（指定計画書案）の入手方法

指定計画書案は添付資料に掲載するとともに、(1)の問い合わせ先で閲覧・入手することができます。

郵送を御希望の方は、140円分の切手を添付した返信用封筒（A4版が入るもの）を同封して、環境省自然環境局野生生物課まで郵送でお申し込みください。

4. 意見提出期間

平成27年2月16日（月）から3月17日（火）までの30日間

5. 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

6. 意見提出方法

意見は別添様式による文書で、必要項目（氏名、住所、電話番号、該当箇所、意見の内容等）を記入して、郵送、ファックス又は電子メールで、平成27年3月17日（火）まで（必着）に下記の宛先まで提出してください。

なお、電子メールで意見提出を行う方は、ホームページ上にある様式ファイルを利用し、添付ファイルとして提出してください。

<宛先>

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省自然環境局野生生物課
ファックス：03-3581-7090
電子メールのアドレス：shizen_yasei@env.go.jp

7. 留意事項

意見の提出にあたっては、次の点について御了承願います。

- ・必要項目の記載がない意見については、無効とさせていただきます。
- ・電話での意見はお受けしかねますのであらかじめ御了承ください。
- ・頂いた御意見については、個人の氏名、住所及び電話番号を除き公表される場合があります。
- ・頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねます。

8. 提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。